

# 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課)	一
○災害救助法施行規則の一部を改正する規則	(復興・危機管理総務課)	三
○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業支援室)	六
告 示		
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課)	七
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	七
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九
○宮城県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(選挙管理委員会)	九

## 規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第六号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の十の見出しを「(自動車税環境性能割減免申請済の証印)」に改め、同条中「仙台中央

県税事務所長は、」を「県税事務所長は、自動車税の環境性能割に係る」に、「に規定する」を「の」に、「自動車税環境性能割減免申請済印又は軽自動車税環境性能割減免申請済印を押し」を「その旨の証印を」に改める。

第五十六条の五の見出しを「(自動車税種別割減免申請済の証印)」に改め、同条中「県税事務所長は、」の下に「自動車税の種別割に係る」を加え、「に規定する」を「の」に、「自動車税種別割減免申請済印を押し」を「その旨の証印を」に、「又は予備欄」を「予備欄又は余白」に、「自動車税種別割減免申請済印が既に押しされている」を「同項の申請書を受理した旨の証印が既にされている」に改める。

別表様式第百二十三号の七の項中 「自動車税種別割減免申請済印」を  
「自動車税環境性能割減免申請済印」を  
軽自動車税環境性能割減免申請済印」に改める。

「自動車税環境性能割減免申請済印」に改める。

様式第五号(その五)(表)中

「○土地及び住宅」 平成15年4月1日から平成24年3月31日までに取得した場合は、

不動産の価格(課税標準額)×3/100(税率)＝納める額(税額)

「○住宅以外の家屋」 平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した場合は、

不動産の価格(課税標準額)×3/100(税率)＝納める額(税額)

平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した場合は、

不動産の価格(課税標準額)×3.5/100(税率)＝納める額(税額)

平成20年4月1日以降に取得した場合は、

不動産の価格(課税標準額)×4/100(税率)＝納める額(税額)

「○土地及び住宅」 平成15年4月1日以降に取得した場合は、

不動産の価格(課税標準額)×3/100(税率)＝納める額(税額)

平成20年4月1日以降に取得した場合は、

不動産の価格(課税標準額)×4/100(税率)＝納める額(税額)

に改める。

様式第十五号(二)(表)中「未納の方は、下の納付書で納めてください。」を

「既に当該年度の自動車税種別割を納めている方は、改めて下の納付書で納める必要はありません。

還付(充当)が生じる場合は、果税過課納金等還付(充当)通知書を後日送付します。

未納の方は、下の納付書で納めてください。」に改める。

様式第三十八号の二中「第53条第42項」を「第53条第60項」に、「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

様式第三十八号の三中「第53条第43項」を「第53条第61項」に改める。

様式第三十九号（その一）及び様式第三十九号（その二）中

「事業年度又は連結事業年度」や「事業年度」

様式第四十号の三中「個人県民税払込精算書」や「個人県民税払込清算書」

様式第五十四号（表）中

法人税における連結納税制度導入の有無

法人税におけるグループ通算制度適用の有無

「課税番号

Table with 1 row and 10 columns for tax number

「課税番号

Table with 1 row and 10 columns for tax number

様式第五十四号（表）中「連結納税制度導入」や「グループ通算制度適用」及び「連結親法人」や「通算親法人」

様式第六十号及び様式第六十号の二中

「事業年度

や

「均等割定期間

様式第二百二十三号の七を次のように改める。

様式第123号の7

(自動車税用)

自動車税環境性能割 減免申請済  
自動車税種別割

( 年 月 日)

登録番号

(軽自動車税環境性能割用)

軽自動車税環境性能割 減免申請済

( 年 月 日)

車両番号

(自動車税及び軽自動車税環境性能割用)

種 ・ 環

登録番号又は車両番号

年 月 日申請

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第三十八号の二の改正規定〔「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める部分に限る。〕並びに様式第三十八号の三、様式第三十九号(その二)、様式第三十九号(その二)、様式第五十四号(表)及び様式第五十四号(裏)の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県条例施行規則の規定によるものとみなす。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第五十条中「期間は、」の下に「法第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(救助事務費)

第十八条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、

別表第三のとおりとする。

別表第一第一号一(ロ)中「適当な建物がないときは」を「これら適当な建物を利用することが困難な場合は」に、「又は天幕の設営」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法」に改め、同号一(三)中「次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できるもの」を「一人一日当たり三三〇円以内」に改め、同号一(三)(1)及び(2)を削り、同号一(四)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に改め、「以内」の下に「とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から当該救助が終了するまでの期間」を加え、同号一(四)を(六)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生

活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、(三)の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

(五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

別表第一第一号2を次のように改める。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たつては、公有地を利用することを原則とする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができるものとする。
- (2) 建設型応急住宅一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五、七、一四、〇〇〇円以内とする。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合には、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等)を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(一)(6)と同様の期間とする。

別表第一第二号1(一)中「住家が被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に改め、同号1(三)中「一、一〇〇円」を「一、一六〇円」に改め、同号1(四)ただし書を削り、同表第三号1中「貸与」の下に「(以下「生活必需品の給与等」という。)を加え、「若しくは船舶等の遭難等」を「全島避難等」に、「日用品等を喪失し、又は毀損し」を「生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず」に改め、同号2中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「生活必需品の給与等」に改め、同号3中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「生活必需品の給与等」に、「額の範囲内」を「額以内」に、「なお、季別は」を「この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、」に改め、同号3(一)の表及び同号3(二)の表を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上二人を増すごとに加算する額
冬季	三一、二〇〇円	四〇、四〇〇円	五六、二〇〇円	六五、七〇〇円	八二、七〇〇円	一一、四〇〇円
夏季	一八、八〇〇円	二四、二〇〇円	三五、八〇〇円	四二、八〇〇円	五四、二〇〇円	七、九〇〇円

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上二人を増すごとに加算する額
夏季	六、一〇〇円	八、三〇〇円	一一、四〇〇円	一五、一〇〇円	一九、〇〇〇円	二、六〇〇円

冬季	一〇、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一八、四〇〇円	二一、九〇〇円	二七、六〇〇円	三、六〇〇円
----	---------	---------	---------	---------	---------	--------

別表第一第三号4中「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を「生活必需品の給与等」に改め、同表第四号2(一)中「助産の措置を受けることができなくなった」を「助産のみちを失った」に改め、同号2(三)中「二割引」を「百分の八十」に改め、同表第五号1中「に対して行う」を「を捜索し、又は救出する」に改め、同表第六号1中「半壊し、若しくは半焼し」を「半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同号2中「一世帯当たり五七六、〇〇〇円」を「次に掲げる額」に改め、同号2に次のように加える。

- (一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 五九五、〇〇〇円
- (二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三〇〇、〇〇〇円

別表第一第六号3中「一月以内に完成」を「三月以内(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二十二号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内)に完了」に改め、同表第七号3中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同号5中「以内」の下に「に完了するもの」を加え、同表第八号1中「により学用品を喪失し、又は損傷し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同号3中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同号3(1)中「四、三〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同号3(2)中「四、六〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同号3(3)中「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同号4中「十五日以内」の下に「に完了するもの」を加え、同表第九号2中「なるべく」を「原則として」に改め、同号3中「二〇、四〇〇円」を「二五、二〇〇円」に、「二六八、三〇〇円」を「一七二、〇〇〇円」に改め、同号4中「以内」の下に「に完了するもの」を加え、同表第十一号4(一)中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同号4(二)ただし書を削り、同号4(三)中「ために」を「ために」に、「既存建物」を「既存の建物」に、「実費の額」を「実費」に、「五、三〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同号4(二)後段として次のように加える。

この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。

別表第一第十一号5中「以内」の下に「に完了するもの」を加え、同表第十二号1から3まで以外の部分中「障害物」を「災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)」に改め、同号1中「部分」を「場所」に改め、「もつてしては」の下に「」を加え、同号2中「障害物除去」を「障害物の除去」に、「器具」を「器



は「二一、四〇〇円」と、「二七、六〇〇円」とあるのは「二七、〇〇〇円」と、「三、六〇〇円」とあるのは「三、五〇〇円」と、別表第一第八号3(1)中「四、五〇〇円」とあるのは「四、四〇〇円」と、同号3(2)中「四、八〇〇円」とあるのは「四、七〇〇円」と、同号3(3)中「五、二〇〇円」とあるのは「五、一〇〇円」と、同表第九号3中「大人二一五、二〇〇円、小人一七二、〇〇〇円」とあるのは「大人二一〇、二〇〇円、小人一六八、一〇〇円」と、同表第十一号4(1)中「三、五〇〇円」とあるのは「三、四〇〇円」と、同号4(2)中「五、四〇〇円」とあるのは「五、三〇〇円」と、同表第十二号2中「一三七、九〇〇円」とあるのは「一三五、一〇〇円」とする。

3 平成三十年四月一日から令和元年九月三十日までの間における新規別表第一第一号1(1)、同号2(1)(2)、同表第二号1(1)、同表第三号3(1)の表、同号3(2)の表、別表第一第八号3(1)、同表第九号3、同表第十一号4及び同表第十二号2の規定の適用については、同表第一号1(1)中「三三〇円」とあるのは「三二〇円」と、同号2(1)(2)中「五、七一四、〇〇〇円」とあるのは「五、六一〇、〇〇〇円」と、同表第二号1(1)中「一、一六〇円」とあるのは「一、一四〇円」と、同表第三号3(1)の表夏季の項中「一八、八〇〇円」とあるのは「一八、五〇〇円」と、「二四、二〇〇円」とあるのは「二三、八〇〇円」と、「三五、八〇〇円」とあるのは「三五、一〇〇円」と、「四二、八〇〇円」とあるのは「四二、〇〇〇円」と、「五四、二〇〇円」とあるのは「五三、二〇〇円」と、「七、九〇〇円」とあるのは「七、八〇〇円」と、同表冬季の項中「三一、二〇〇円」とあるのは「三〇、六〇〇円」と、「四〇、四〇〇円」とあるのは「三九、七〇〇円」と、「五六、二〇〇円」とあるのは「五五、二〇〇円」と、「六五、七〇〇円」とあるのは「六四、五〇〇円」と、「八二、七〇〇円」とあるのは「八一、二〇〇円」と、「一一、四〇〇円」とあるのは「一一、二〇〇円」と、同号3(1)の表夏季の項中「六、一〇〇円」とあるのは「六、〇〇〇円」と、「八、三〇〇円」とあるのは「八、一〇〇円」と、「一二、四〇〇円」とあるのは「一二、二〇〇円」と、「一五、一〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「一九、〇〇〇円」とあるのは「一八、七〇〇円」と、同表冬季の項中「一〇、〇〇〇円」とあるのは「九、八〇〇円」と、「一三、〇〇〇円」とあるのは「一二、八〇〇円」と、「一八、四〇〇円」とあるのは「一八、一〇〇円」と、「二二、九〇〇円」とあるのは「二二、五〇〇円」と、「二七、六〇〇円」とあるのは「二七、一〇〇円」と、「三、六〇〇円」とあるのは「三、五〇〇円」と、別表第一第八号3(1)中「四、五〇〇円」とあるのは「四、四〇〇円」と、同号3(2)中「四、八〇〇円」とあるのは「四、七〇〇円」と、同号3(3)中「五、二〇〇円」とあるのは「五、一〇〇円」と、同表第九号3中「大人二二五、二〇〇円、小人一七二、〇〇〇円」とあるのは「大人二二一、三〇〇円、小人一六八、九〇〇円」と、同表第十一号4(1)中「三、五〇〇円」とあるのは「三、四〇〇円」と、同号4(2)中「五、四〇〇円」とあるのは「五、三〇〇円」と、同表第十二号2中「一三七、九〇〇円」とあるのは「一三五、四〇〇円」とする。

4 新規別表第一第六号2に規定する被災した住宅の応急修理のために支出できる費用は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は一世帯当たり五七四、〇〇〇円以内と、平成三十年四月一日から令和元年八月二十七日までの間は一世帯当たり五八四、〇〇〇円以内とする。

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「申請書」を「中小企業高度化資金貸付申請書（以下「貸付申請書」という。）」に改め、同条第二項中「申請書」を「貸付申請書」に改める。

第九条を次のように改める。

（事業の認定等）

第九条 申請者は、前条の申請に基づく貸付けの決定を受けた後でなければ、高度化事業に着手してはならない。ただし、中小企業高度化事業計画認定申請書（以下「事業認定申請書」という。）を知事に提出し、その認定を受けた場合は、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定による事業認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、高度化事業の着手を適当と認めるときは、事業を認定し、申請者にその旨を通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による認定に必要な条件を付すことができる。

4 第二項の規定により事業の認定を受けた者は、同項の規定による認定を受けた事業の内容を変更する場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、中小企業高度化事業計画変更認定申請書を提出し、知事の認定を受けなければならない。

一 総事業費が事業の認定時の金額を上回る場合

二 総事業費が事業の認定時の金額の八十パーセントを下回る場合

三 その他事業の計画に著しい変更が生じた場合

第十条第一項中「担保の提供」を「物的担保の提供、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）の保証、商工会、商工会議所その他の団体の債務保証若しくは市町村の債務負担行為に基づく損失補償（以下「金融機関保証等」という。）」に改め、同条第二項中「物的担保」の下に「又は金融機関保証等」を加える。

第十一条第一項中「申請書」を「貸付申請書」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(金融機関の保証のみを担保とする貸付けの特例)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関の保証のみを担保として新たな貸付けの決定をする貸付けの割合に係る改正後の中小企業高度化資金貸付規則(以下「新規則」という。)第四条第三項の規定の適用については、同項中「百分の八十以内」とあるのは、「百分の九十以内」とする。
- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関の保証のみを担保として新たな貸付けの決定又は契約の変更をする貸付けの貸付利率に係る新規則(施行日前に貸付けの決定をした貸付金について契約の変更をするものにあつては、この規則による改正前の中小企業高度化資金貸付規則)第四条第五項の規定については、同項中「〇・三五パーセント以内」とあるのは、「〇・一五パーセント以内」とする。

告 示

○宮城県告示第七十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において縦覧に供する。

令和四年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

川口急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
栗原市		一迫	川口沢山	二十九番	一号
				三十番	二号及び三号

川口中町		四十二番	四号及び五号
川口中町		十五番	六号及び十号から十四号まで
川口中町		二十一番	七号から九号まで
川口中町		五十五番二号	十五号及び十六号
川口中町		四十四番二号	十七号から十九号まで
川口中町		四十四番一号	二十号
川口中町		四十三番	二十一号
川口中町		二十六番地先道路敷	二十二号
川口日影		一番	二十三号
川口日影		十三番一号	二十四号
川口日影		二十五番一号	二十五号
川口日影		三十七番三号	二十六号から二十八号まで

○宮城県告示第七十三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和四年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
令和四年二月四日	田中 豊藏	二級建築士	第千六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	太田 陸三	二級建築士	第千四百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	中島 光衛	二級建築士	第一万七百三十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和四年二月四日	荒木 信夫	二級建築士	第七千三百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	佐藤 豊治	二級建築士	第八千八百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	中西 敏郎	二級建築士	第三千六百七十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	佐藤 賢吉	二級建築士	第六千四百十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	菅原 清一	二級建築士	第八千六百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	川畑 昇	二級建築士	第三千七百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	加藤 紀	二級建築士	第九千二百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	飯田 正徳	二級建築士	第一万二百九十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	大山 實	二級建築士	第七千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	郎鈴木 健次	二級建築士	第五千五百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	金野 隆一	二級建築士	第五千三百十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	大衛 貞夫	二級建築士	第三千五百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	吉田 憲一	二級建築士	第五千四百五十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	渡邊 佐	二級建築士	第四千五百五十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	渡邊 敏光	二級建築士	第五千六百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	佐藤 正一	二級建築士	第四千六百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	猪股 八雄	二級建築士	第四千三百六十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	今野 喜一	二級建築士	第二千七百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	佐藤 巴	二級建築士	第九千九百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	郎江刺 富治	二級建築士	第二千九十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和四年二月四日	赤間 道義	二級建築士	第四千七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	江利川 忠男	二級建築士	第六千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	庄子 徳雄	二級建築士	第五千五百二十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	小林 健	二級建築士	第三千六百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	菊地 平	二級建築士	第九千四百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	佐藤 耕悦	二級建築士	第六千五百四十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	氏家 正秋	二級建築士	第四千六百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	長田 宗二	二級建築士	第一万四百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	渡邊 邦夫	二級建築士	第三千六百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	荒牧 賢治	二級建築士	第八千二百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	只野 昭吾	二級建築士	第八千四百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	蜂谷 章一	二級建築士	第四千八百三十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	塩谷 守邦	二級建築士	第三千七百四十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	阿部 俊明	二級建築士	第五千七百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	平野 光男	二級建築士	第八千五百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	芳野 徳夫	二級建築士	第四千五百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	佐藤 一夫	二級建築士	第四千七百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	白石 正紀	二級建築士	第七千九百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	千葉 博	二級建築士	第四千五百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和四年二月四日	末永 昭男	二級建築士	第八千六百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和四年二月四日	福田 一郎	二級建築士	第九千百十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和四年二月四日	進藤 宗男	二級建築士	第九千八百三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

○宮城県告示第七十四号

金洗塚土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年二月二日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年二月十四日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富田政則

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

東松島市小松字館前百七十五番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

シリーズ一〇二

東松島市大曲字堰の内南九十六番地一 フラン

菅原 久美子

選挙管理委員会

○宮選管告示第五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和三年八月一日執行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があつたので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年二月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年8月1日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (宮城野選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 7,253,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松本 由男	所属党派	自由民主党	期	令和3年7月2日から	第 1 回分
出納責任者氏名	松本 由男			期間	令和3年8月6日まで	

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 130,000 円
橋本 秀一 商業 20,000 円	家屋費 772,814 円
自由民主党宮城県支部連合会 政党支部 600,000 円	選挙事務所費 772,814 円
	集会会場費 -
	通信費 2,900 円
	交通費 831,084 円
	印刷費 531,300 円
	広告費 25,678 円
	文具費 16,650 円
	食料費 11,900 円
	雑費 22,577 円
その他の寄附 9 件 80,000 円	前回計 -
その他の収入 1,800,000 円	今回計 2,344,903 円
今回計 2,500,000 円	総計 -
前計 -	総計 2,344,903 円
総計 2,500,000 円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	120,160
ポスターの作成	348,624
選挙事務所立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
政見放送の録画等	-
計	468,784

報告書受理年月日

令和 3 年 8 月 12 日

第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年8月1日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (宮城野選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 7,253,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐々木 奈津江	所属党派	立憲民主党	期	令和3年6月25日から	第 1 回分
出納責任者氏名	横田 ひろ子			期間	令和3年8月4日まで	

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費 12,000 円
佐々木 政昭 自営業 20,000 円	家屋費 343,200 円
立憲民主党宮城県支部連合会 政党支部 1,500,000 円	選挙事務所費 343,200 円
	集会会場費 -
	通信費 3,670 円
	交通費 12,000 円
	印刷費 966,880 円
	広告費 404,620 円
	文具費 7,928 円
	食料費 30,726 円
	雑費 708,204 円
その他の寄附 2 件 6,000 円	前回計 -
その他の収入 1,000,000 円	今回計 2,489,228 円
今回計 2,526,000 円	総計 -
前計 -	総計 2,489,228 円
総計 2,526,000 円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	120,160
ポスターの作成	846,720
選挙事務所立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
政見放送の録画等	-
計	966,880

報告書受理年月日

令和 3 年 8 月 5 日

第 1 回報告分